

## 岡山市 特定事業主行動計画 目標に対する取組結果 (令和3～4年度)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1 課長級（校長級）以上に占める女性職員の割合【目標：令和8年4月1日時点までに20%（将来的に30%）】

年	割合	
	一般職員	学校教職員
令和4年4月1日	16.9%	22.4%
令和5年4月1日	17.6%	24.8%

2 男性職員の出産補助休暇・子育て休暇の合計取得率（5日以上）【目標：毎年度100%】

年	取得率	
	一般職員	学校教職員
令和3年度	97.5%	50.6%
令和4年度	97.7%	56.2%

3 男性職員の育児休業取得率【目標：令和7年度までに50%】

年	取得率	
	一般職員	学校教職員
令和3年度	42.8%	9.0%
令和4年度	56.7%	26.9%

4 年次休暇取得率【目標：令和7年度までに70%】

年	取得率	
	一般職員	学校教職員
令和3年	58.7%	60.9%
令和4年度	65.0%	70.6%

※一般職員は、学校教職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を除く職員。

※学校教職員は、標準法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教職員のうち、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を除く教職員。

